業務月報　きそふくしま

令和4年1月分

令和4年３月４日発表
木曽福島公共職業安定所
TEL（0264）22－2233

○1月の月間有効求人倍率は全数（パートを含む）で1．51倍となり、前年同月比0．10ポイント下回った。
○新規求人数は全数で214人となり、前年同月比7．4％減少した。
○新規求職者数は全数で66人となり、前年同月比5．7％減少した。
○月間有効求人数は554人で、前年同月比4．2％減少した。
○月間有効求職者数は368人で、前年同月比2．2％増加した。

1　求人・求職の状況

①　月間有効求人倍率の推移

当所1月の月間有効求人倍率は1．51倍で、前年同月比0．10ポイント下回り、前月比0．02ポイント上回った。

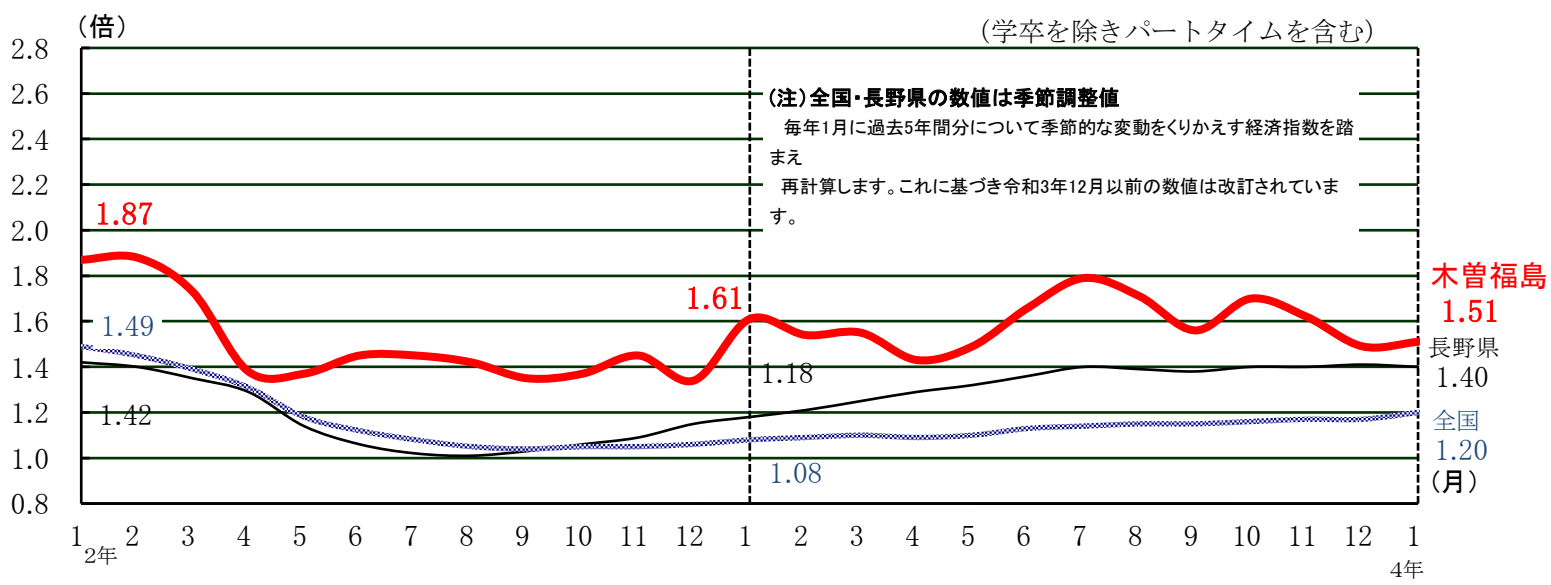

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
４ 年	1.51											
３ 年	1.61	1.54	1.55	1.43	1.49	1.66	1.79	1.71	1.56	1.70	1.62	1.49
２ 年	1.87	1.88	1.73	1.38	1.37	1.45	1.45	1.42	1.35	1.37	1.45	1.34

②　地域別有効求人倍率

1月の有効求人倍率を地域別で比較すると、東信が1．58倍で一番高い。

〔学卒除きパート含む実数値〕

安定所別	北　信（1.53）				東　信（1.58）		中　信（1.44）			南　信（1.55）		
区　　分	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曽福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全　　数	1.54	1.51	1.49	1.57	1.52	1.64	1.44	1.51	1.36	1.54	1.58	1.54
前年比（ポイント）	(0.07)	(0.26)	(0.35)	(0.33)	(0.19)	(0.16)	(0.25)	(▲0.10)	(0.34)	(0.30)	(0.51)	(0.36)
うち常用	1.29	1.45	1.32	1.48	1.31	1.72	1.22	1.45	1.17	1.44	1.40	1.47
前年比（ポイント）	(▲0.04)	(0.23)	(0.35)	(0.30)	(0.23)	(0.14)	(0.15)	(▲0.11)	(0.18)	(0.29)	(0.44)	(0.35)

用語の定義　「有効求人倍率」とは：月間有効求人数/月間有効求職者数
月間有効求人数：前月末の有効求人数＋当月の新規求人数
月間有効求職者数：前月末の有効求職者数＋当月の新規求職者数

③ 新規求人数の推移

1月の新規求人数（全数）は、前年同月比7．4％減少し、214人となった。うち常用（パートを除く）は前年同月比18．7％減少、うちパートは前年同月比12．0％減少した。

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
全　数	231	231	162	215	174	179	201	171	165	233	196	168	214
（前年比）	(▲15.7)	(35.9)	(▲9.0)	(4.9)	(20.0)	(15.5)	(3.6)	(14.8)	(5.1)	(13.7)	(▲3.4)	(3.1)	(▲7.4)
うち常用	134	121	92	125	96	105	117	104	97	118	109	101	109
（前年比）	(▲14.6)	(16.3)	(10.8)	(0.0)	(0.0)	(36.4)	(4.5)	(7.2)	(2.1)	(▲2.5)	(11.2)	(11.0)	(▲18.7)
うちパート	83	68	67	88	55	67	82	51	55	76	61	56	73
（前年比）	(6.4)	(21.4)	(▲13.0)	(83.3)	(19.6)	(15.5)	(24.2)	(6.3)	(▲11.3)	(11.8)	(0.0)	(▲15.2)	(▲12.0)
常用のうち正社員	121	104	78	118	86	92	107	85	83	110	84	88	100
（前年比）	(▲19.3)	(15.6)	(32.2)	(▲3.3)	(▲2.3)	(50.8)	(0.9)	(▲7.6)	(3.8)	(▲6.8)	(▲6.7)	(11.4)	(▲17.4)
全数に占める正社員の割合	52.4	45.0	48.1	54.9	49.4	51.4	53.2	49.7	50.3	47.2	42.9	52.4	46.7

※　うち常用にはパートは含まれない。

④ 産業別新規求人の状況

新規求人数を産業別にみると、【宿泊業・飲食サービス業】【生活関連サービス業・娯楽業】等で前年同月比増加したが、【建設業】【製造業】【運輸業・郵便業】【卸売業・小売業】【医療・福祉】等で減少した。

産業別	新規求人数（人）	前年比（%）	産業別	新規求人数（人）	前年比（%）
全数	214 (73)	▲7.4 (▲12.0)	情報通信業	0 (0)	－ －
建設業	30 (3)	▲23.1 (▲25.0)	運輸業・郵便業	18 (3)	▲28.0 (▲57.1)
製造業	26 (9)	▲53.6 (▲47.1)	卸売業・小売業	19 (12)	▲24.0 (▲29.4)
食料品・たばこ	6 (4)	0.0 (100.0)	金融業・保険業・不動産業	1 (0)	－ －
パルプ・印刷	0 (0)	－ －	宿泊業・飲食サービス業	12 (12)	300.0 (300.0)
プラスチック	1 (0)	0.0 －	飲食店	2 (2)	100.0 (100.0)
金属製品	0 (0)	－ －	生活関連サービス業・娯楽業	44 (9)	83.3 (12.5)
はん用機械器具	0 (0)	▲100.0 (▲100.0)	洗濯・理容・美容・浴場業	12 (8)	▲25.0 (0.0)
生産用機械器具	0 (0)	－ －	教育、学習支援業	5 (2)	400.0 －
業務用機械器具	1 (1)	0.0 (0.0)	医療・福祉	43 (17)	10.3 (▲15.0)
電子部品デバイス	0 (0)	▲100.0 －	社会保険・社会福祉・介護事業	42 (16)	10.5 (▲20.0)
電気機械器具	0 (0)	－ －	サービス業（他に分類されないもの）	2 (2)	▲60.0 (0.0)
情報通信機械器具	0 (0)	－ －	その他の産業	14 (4)	0.0 (▲20.0)
輸送用機械器具	8 (0)	▲57.9 (▲100.0)			

（　）はパートで内数

用語の定義　「全数」とは：「常用」＋「臨時・季節」
「常用」とは：雇用契約において雇用期間の定めのないもの、または4か月以上の雇用期間のもの（季節労働を除く）
「臨時・季節」とは：臨時とは雇用契約におい1か月以上4か月未満の雇用期間のもの。季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用し一定期間就労するもの（4か月未満、以上を問わない）。

⑤ 新規求職者の推移

1月の新規求職者数（全数）は、前年同月比5．7％減少し、66人だった。
うち常用（パートを除く）は前年と同数、うちパートは前年同月比3．7％減少した。

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
全　数	70	80	90	120	50	53	44	52	64	55	89	95	66
前年比	▲ 14.6	25.0	4.7	▲ 13.0	▲ 13.8	▲ 14.5	▲ 31.3	10.6	▲ 7.2	▲ 22.5	29.0	▲ 9.5	▲ 5.7
うち常用	35	35	48	67	21	26	25	33	33	25	31	32	35
前年比	▲ 22.2	16.7	23.1	▲ 13.0	▲ 32.3	▲ 23.5	▲ 13.8	50.0	▲ 19.5	▲ 40.5	29.2	▲ 3.0	0.0
うちパート	27	42	39	53	28	26	19	19	31	30	33	25	26
前年比	▲ 15.6	27.3	▲ 15.2	▲ 10.2	7.7	▲ 3.7	▲ 45.7	▲ 20.8	10.7	7.1	43.5	8.7	▲ 3.7

※　うち常用にはパートは含まれない。

⑥ 新規常用求職者の態様別状況

在職者は前年同月比11．8％減少、離職者は12．5％増加した。
離職者のうち、事業主都合は前年同月比200．0％増加、自己都合は15．4％減少した。

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
求職者	35	35	48	67	21	26	25	33	33	25	31	32	35
（前年比）	(▲22.2)	(16.7)	(23.1)	(▲13.0)	(▲32.3)	(▲23.5)	(▲13.8)	(50.0)	(▲19.5)	(▲40.5)	(29.2)	(▲3.0)	(0.0)
在職者	17	16	19	10	4	7	11	11	16	7	12	13	15
（前年比）	(21.4)	(166.7)	(26.7)	(25.0)	(▲50.0)	(▲36.4)	(57.1)	(120.0)	(14.3)	(▲53.3)	(33.3)	(▲7.1)	(▲11.8)
離職者	16	18	27	56	16	19	13	20	16	17	17	18	18
（前年比）	(▲44.8)	(▲21.7)	(28.6)	(▲16.4)	(▲27.3)	(▲17.4)	(▲40.9)	(25.0)	(▲38.5)	(▲34.6)	(13.3)	(▲5.3)	(12.5)
定年	1	1	3	6	1	0	1	2	1	3	3	0	0
（前年比）	(▲50.0)	(▲75.0)	(200.0)	(0.0)	(0.0)	(▲100.0)	(▲75.0)	(0.0)	(▲50.0)	#DIV/0!	(50.0)	(▲100.0)	(▲100.0)
事業主都合	2	5	6	13	2	5	4	1	1	1	3	6	6
（前年比）	(▲60.0)	(66.7)	(▲25.0)	(▲27.8)	(▲71.4)	(▲37.5)	(▲60.0)	(0.0)	(▲83.3)	(▲88.9)	(▲50.0)	(200.0)	(200.0)
自己都合	13	10	18	36	12	14	8	17	14	13	10	9	11
（前年比）	(▲40.9)	(▲37.5)	(50.0)	(▲12.2)	(▲14.3)	(16.7)	(33.3)	(41.7)	(▲22.2)	(▲18.8)	(66.7)	(▲18.2)	(▲15.4)
無業者	2	1	2	1	1	0	1	2	1	1	2	1	2
（前年比）	(0.0)	(0.0)	(▲33.3)	(▲50.0)	(0.0)	#DIV/0!	#DIV/0!	(100.0)	(0.0)	(0.0)	#DIV/0!	#DIV/0!	(0.0)

※　パートタイムを除く常用

用語の定義　「パート」とは：1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者に比べ短いもの。
「離職者」とは：‘前職雇用者‘と‘前職自営、その他‘（表中では省略）に分けられる。
‘前職雇用者‘は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」（表中では省略）に区分される。
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。
「無業者」とは：家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別新規求人・求職及び年齢別新規求職の状況

求人・求職者数を職業別にみると、「事務的職業」「運搬・清掃等の職業」以外は求人数が求職者数を上回っている。
年齢別新規求職者数では、「45～54歳」の割合が最も高かった。

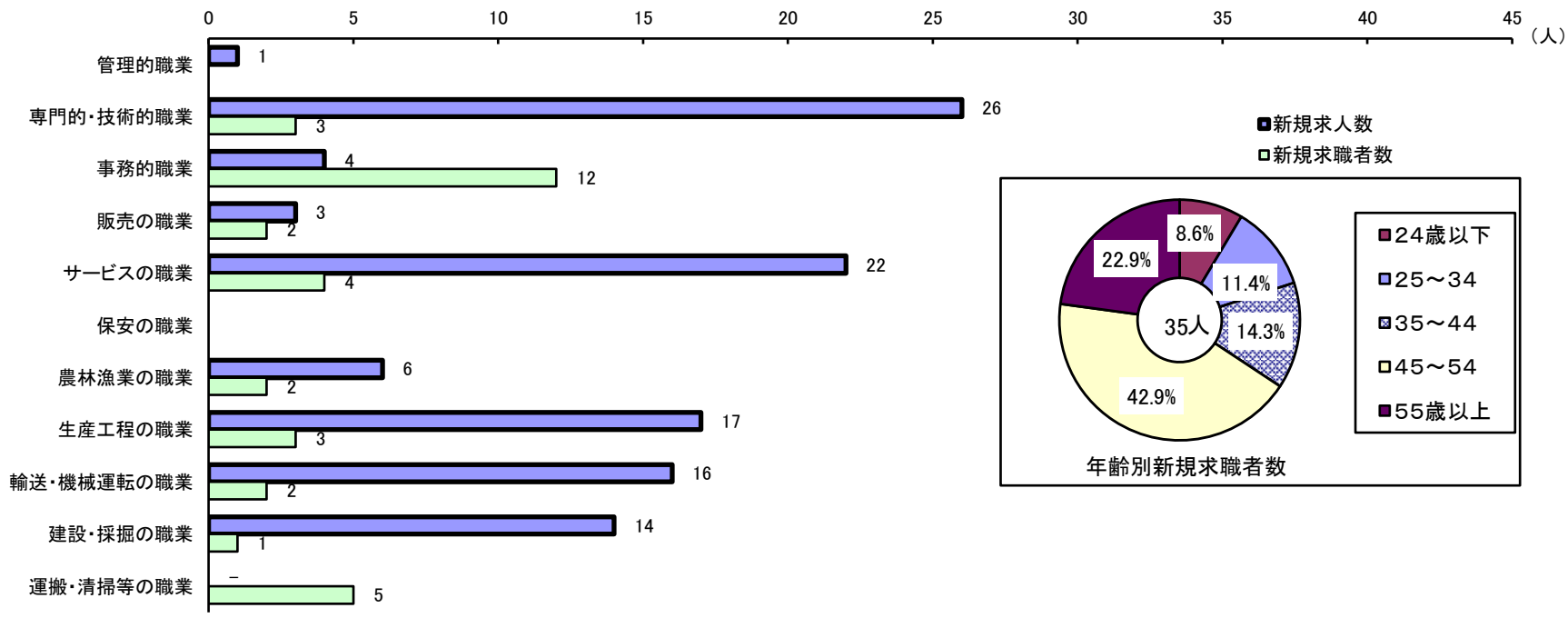

※ パートタイムを除く常用

⑧ 月間有効求人・求職の推移

1月の月間有効求人数は前年同月比4．2％減少し、月間有効求職者数は同2．2％増加した。

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
月間有効求人数	578	587	574	534	507	531	532	522	507	552	563	560	554
前年比	▲5.4	2.8	1.6	7.9	7.2	11.3	16.4	14.7	9.5	16.9	7.9	4.7	▲4.2
月間有効求職者数	360	382	370	373	341	319	297	306	326	325	347	376	368
前年比	10.1	25.7	13.5	4.2	▲1.2	▲2.7	▲5.7	▲4.7	▲5.2	▲5.8	▲3.9	▲5.8	2.2

※ パートタイムを含む全数

2 就職の状況

1月の就職件数は全数で23人となり、前年同月比4．5％増加、うち常用は同23．1％減少した。

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
全数	22	34	53	32	12	19	20	12	23	31	22	16	23
前年比	22.2	47.8	15.2	52.4	▲ 42.9	0.0	53.8	0.0	▲ 23.3	29.2	10.0	▲ 15.8	4.5
うち常用	13	14	25	13	6	9	12	9	16	15	11	8	10
前年比	18.2	40.0	56.3	62.5	▲ 45.5	12.5	500.0	200.0	23.1	15.4	0.0	0.0	▲ 23.1
うちパート	8	19	28	19	6	10	7	3	6	15	8	7	12
前年比	33.3	58.3	▲ 3.4	58.3	▲ 40.0	▲ 9.1	▲ 30.0	▲ 66.7	▲ 64.7	36.4	▲ 11.1	▲ 30.0	50.0

※ うち常用にはパートは含まれない

3 人員整理の状況

1件あたり10人以上の人員整理はなし。また、事業主都合による離職は4人だった。

① 10人以上の人員整理の状況

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
整理人員	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0

※当月中に把握したもの

② 事業主都合による離職の推移　（雇用保険被保険者資格喪失データ）

年月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
人　数	7	2	1	11	1	13	2	1	3	2	0	0	4
前年比	75.0	▲ 33.3	▲ 66.7	▲ 56.0	▲ 75.0	62.5	100.0	▲ 75.0	▲ 40.0	▲ 33.3	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 42.9

※ 特例被保険者を除く

4 雇用保険適用事業所・被保険者・受給者実人員の状況

適用事業所数は、令和3年4月以降前年同月を上回っている。
月末現在の被保険者数は前年同月を下回り、受給者実人員（失業等給付基本手当）は前年同月比11．3％増加した。

年月		3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月
事業所数	月末現在	684	684	684	687	687	687	689	689	688	687	687	689	689
	前年比	▲0.3	▲0.4	▲0.3	0.3	0.1	0.6	0.9	1.0	1.2	0.7	0.6	0.7	0.7
被保険者数	資格取得数	44	46	37	239	107	46	53	35	35	48	44	34	33
	資格喪失数	56	31	49	181	69	42	38	40	47	48	76	75	67
	月末現在	6,433	6,448	6,436	6,494	6,524	6,527	6,541	6,536	6,524	6,526	6,496	6,455	6,421
	前年比	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.0	▲0.1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	0.2	▲0.2
受給者実人員	基本手当受給者数	62	55	65	72	87	96	97	88	59	55	64	64	69
	前年比	5.1	▲5.2	3.2	1.4	▲20.9	▲16.5	▲10.2	▲21.4	▲48.7	▲43.3	▲19.0	▲17.9	11.3

次回発表日令和4年3月29日（火）

事業主・労働者の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金について

令和３年８月１日から令和４年３月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども

② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

＊詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※1×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※１　各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額※2あり）

休暇取得期間	日額上限額※2	申請期限※3
令和３年８月１日～10月31日	13,500円	令和３年**12月27日（月）必着**
令和３年11月１日～12月31日	13,500円	令和４年**２月28日（月）必着**
令和４年１月１日～３月31日	令和４年１～２月：11,000円 令和４年３月：9,000円	令和４年**５月31日（火）必着**

※２　申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※３　ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和４年６月30日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。

⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

事業主の皆さまへ

① **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援　検索

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

② 申請書の提出方法
本社所在地を管轄する**都道府県労働局　雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。
※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』
（フリーダイヤル）**0120-60-3999**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。